

第1回 国土強靱化推進本部 議事録

日時：平成25年12月17日（火）10:28～10:37

場所：官邸4階 大会議室

出席者：国土強靱化推進本部長、副本部長及び本部員

【開会】

（古屋国土強靱化担当大臣）

ただいまから、国土強靱化推進本部を開催いたします。

はじめに、安倍内閣総理大臣から御挨拶をお願いいたします。

（安倍内閣総理大臣）

東日本大震災が発生し、また首都直下地震や南海トラフ地震の発生が懸念される中、「国土強靱化」は、まさに我が国として「焦眉の急」であり、「国家百年の大計」の国づくりとして取り組んでいく必要があります。

これまでも安倍政権の重要な政策課題の一つとして取り組んできましたが、今般の基本法の施行を機に、国土強靱化の取組を本格化させてまいりたいと考えています。

このため、基本法に基づく大規模自然災害等に対する「脆弱性評価」を速やかに行って、早期に「国土強靱化基本計画」を策定できるよう、この「国土強靱化推進本部」を司令塔に、内閣一丸となって取り組んでいただくようお願いを申し上げます。

また、それまでの間も、本日、決定していただく「国土強靱化政策大綱」を踏まえた取組を進め、来年度予算においても、しっかり推進していきたいと考えておりますので、よろしくをお願い申し上げます。

（古屋国土強靱化担当大臣）

ありがとうございました。

それでは、これから議事に入りますが、その前に、今回が第一回の本部会合となりますので、会議の公開等について申し上げます。

他の本部の例にならい、本部会合は非公開とし、議事録は、原則として、本部会合終了後、速やかに発言者名を付して公開することとしたいと思います。

また、資料につきましても、本部会合で配布された資料は、原則として、本部会議終了後速やかに公開することとしたいと思います。よろしくをお願いいたします。

それでは議事に入ります。

まず、お手元の資料1—1から3を御覧下さい。

本日は、基本法に基づく基本計画の策定に向けて、その基となる大綱を決定するとともに、基本計画の策定に先立って行わなければならないとされている、大規模自然災害等に対する脆弱性の評価について、指針を決定していただきたいと思っております。

基本法の制定前から進めてきた検討を踏まえまして、お手元のとおり案をとりまとめ

ましたので、当面のスケジュールと一括して、事務方から説明させます。

(和泉国土強靱化推進室長代理)

それでは御説明申し上げます。

まず議題1の「国土強靱化政策大綱(案)」について、資料1-1でご説明いたします。

「大綱」は、安倍内閣の発足以来、この1年間、各府省の協力を得て、精力的に進めてきた国土強靱化に関する政府の取組みの一つの成果であります。

これは、先の国会で成立しました「国土強靱化基本法」に基づき、今後策定する「国土強靱化基本計画」の基となるもので、当面の間、政府の様々な施策分野における国土強靱化の取組みの指針となるものでございます。

第一章に、国土強靱化に関する基本的な考え方をまとめております。

まず、理念として、「人命の保護」「国家・社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持される」などを示し、災害時でも機能不全に陥らない経済社会システムを平時から確保し、我が国の経済成長の一翼を担うことを目指すこととしております。

また、基本的な方針として、「ハード・ソフトの組み合わせ」や「民間資金の積極的な活用」、「PDCAサイクルによるマネジメント」などを示すとともに、特に配慮すべき事項として、「2020年に開催するオリンピック・パラリンピックに向けた計画的・総合的な対策の推進」を盛り込んでおります。

続く第2章及び第3章は、法律に先駆け行いました脆弱性評価を踏まえた内容となっております。

第2章では、起こってはならない45の事態を設定し、それらの事態を回避する「45のプログラム」と呼ばれる施策パッケージと、そのうち重点化すべき「15のプログラム」を明らかにしております。

第3章では、12の個別施策分野と3つの横断的分野ごとに、より長期的な観点から推進方針をとりまとめております。

続きまして、議題2の「大規模自然災害等に対する脆弱性の評価の指針(案)」についてご説明いたします。資料2-1をご覧ください。

こちらは基本法の規定に基づき、国土強靱化基本計画の案の作成に当たって行う脆弱性評価作業の指針となるものでございます。これに沿って、関係府省の協力を得ながら、言わば「国土の健康診断」を行ってまいります。

評価の手法につきましては、資料1ページ目、左側、中ほどの(2)にございますように、大規模自然災害を対象として、12の個別施策分野と3の横断的分野ごとに、2ページ目に示す、45の「起きてはならない最悪の事態」を設定して行います。

また今回新たに、3ページ目の図にありますように、施策の進捗状況を表す指標等を設定し、出来る限り定量的評価を行うとともに、進捗管理を行っていきたいと考えております。

この評価作業を平成26年3月末を目途に行い、その後、この結果を踏まえて国土強靱化基本計画の案の作成を進めてまいります。

最後に、資料3で当面のスケジュールをご説明いたします。

本日の決定を踏まえ、今後、「大綱」に基づき施策を推進するとともに、基本法に基づ

く脆弱性評価を実施してまいります。

そして、その結果を踏まえ、来年の5月を目途に「国土強靱化基本計画」を策定し、それに基づき国の他の計画を見直しつつ、施策を推進して参ります。また、地方公共団体が行う地域計画の策定・実施の取組を支援・促進し、国・地方が一体となって、オールジャパンで強靱な国づくりを目指して参りますので、よろしく願いいたします。

資料に関する説明は以上でございます。

(古屋国土強靱化担当大臣)

今後は、これらに基づき、国土強靱化の施策の取組み及び国土強靱化基本計画の策定を進めてまいりたいと考えておりますが、何かご意見はございますでしょうか。

(小野寺防衛大臣)

防衛省としましては、「国土強靱化政策大綱」に示されている地方公共団体等の組織体制の強化について、特に防災能力向上のための人材育成、人材確保に貢献していきたいと考えております。既にいくつかの自治体では元自衛官を防災危機管理監などに任用し、活用して頂いておりますが、今後とも、自治体で行われる防災研修に、防災に知見を有する自衛官を講師として派遣したり、元自衛官を活用して頂くことを通じて、地域の防災能力向上に貢献していきたいと考えております。国土強靱化基本計画の策定に向け、関係省庁と協力をしていきたいと思っております。

(古屋国土強靱化担当大臣)

他にはございませんか。他にご意見もないようでございますので、この「国土強靱化政策大綱」及び「大規模自然災害等に対する脆弱性評価の指針」を本部決定といたしたいと思っておりますが、御異議ございませんでしょうか。

【異議なし】

(古屋国土強靱化担当大臣)

ありがとうございます。御異議がないようですので、本部決定といたします。

今後、この本部の下、資料3のスケジュールに沿いまして、国土強靱化の推進に向け、総理を先頭に一体となって取り組んでまいりたいと考えておりますので、閣僚各位の御尽力をよろしくお願いいたします。

第一回国土強靱化推進本部は、以上をもって終了いたします。ありがとうございます。

【閉会】